

福井県介護サービス情報の公表実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護サービス情報の公表について必要な事項を定めるとともに、円滑な情報提供を通じて利用者により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択され、これにより介護サービスの質の向上が図られることを目的とする。

（運営主体）

第2条 この事業は、知事が指定する次に掲げる各機関（以下「指定機関」という。）が行うものとし、指定機関の指定要件および指定手続については、別に定める。

- （1）指定情報公表センター
- （2）指定調査機関
- （3）指定調査員養成研修機関

2 前項に定める指定機関は委託契約に基づき、知事に代わって事務を行うものとし、当該事務の具体的な内容は別紙1のとおりとする。

（対象事業所）

第3条 この制度の対象となる介護サービス事業所（以下「事業所」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）指定または許可を受け、介護サービスの提供を開始する事業所
- （2）毎年4月1日前の1年間において、提供を行った介護サービス（法第115条の35第1項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所
- （3）前2号に該当しない事業所のうち、この制度の対象となることを希望する事業所

（報告の頻度および期限）

第4条 対象となる事業者は、前条第1号に定める事業所においては原則として介護サービスの提供を開始しようとする日の2週間前の日までに、前条第2号に定める事業所においては知事が策定する年間計画に従い、各年度中に1回、次条に定める介護サービス情報を指定情報公表センターに報告するものとする。

（報告の内容）

第5条 第3条第1号に定める事業所について事業者が報告する介護サービス情報の内容は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる事項（以下「基本情報項目」という。）とする。

2 第3条第2号および第3号に定める事業所について事業者が報告する介護サービス情報の内容は、基本情報項目および省令別表第2に掲げる事項（以下「運営情報項目」という。）

とする。

- 3 同一の事業者が、別紙2に定める各区分において2つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合は、前2項の報告については一体的に行わなければならない。

(報告内容の調査)

第6条 報告内容の調査は、第3条各号に定める事業所のうち、次の各号のいずれかに該当する事業所に対し実施する。

- (1) 前年度中に新規に指定または許可を受けた事業所

(指定または許可を受けた年度における介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の事業所については、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えた最初の年度の翌年度に調査を行うこととする。)

- (2) 当該年度中に更新の指定または許可を受けたまたは受ける見込みの事業所

(別紙2に定める各区分において、2つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合は、上記の更新の指定または許可は各区分における主たるサービスに係るものに限る。なお、この場合の調査については、各区分における主たるサービス以外のサービスについても一体的に行うこととする。また、前年度における介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の事業所については、当該年度以降に介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えた最初の年度の翌年度に調査を行うこととする。)

- (3) 法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設もしくは介護医療院、または法第115条の11において準用される法第71条第1項本文および法第72条第1項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設もしくは介護医療院については、当該年度中に前回調査の日から起算して6年を経過する事業所(指定を受けたとみなされる日から1年を経過する事業所で調査を未実施のものを含む。)

(前年度における介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の事業所については、当該年度以降に介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えた最初の年度の翌年度に調査を行うこととする。)

- (4) 報告内容に虚偽が疑われる事業所

- (5) その他、知事が調査を必要と判断した事業所

- 2 指定情報公表センターは、前項各号に定める事業所から前条第2項に定める情報の報告を受けたときは、知事に確認した上で、年間計画に基づき、調査の対象となる事業者の基本情報項目に係る情報(以下「基本情報」という。)および運営情報項目に係る情報(以下「運営情報」という。)について、指定調査機関に対して通知するものとする。

- 3 指定調査機関は、前項の規定により基本情報および運営情報を受け取ったときは、当該報告をした事業者に対し、運営情報項目について、知事が策定する年間計画に基づき調査

を行うものとする。

- 4 前項の調査は、調査員が行うものとし、訪問による事業者の代表者等との面接調査を基本とする。ただし、訪問による調査が困難な場合は、書面による調査（オンライン会議システムなどを活用することも可。）とする。その具体的内容については別紙3のとおりとする。
- 5 指定調査機関は、調査の結果を記載した調査票1部を指定情報公表センターに提出するものとする。

（情報の公表）

第7条 指定情報公表センターは、第5条第1項に定める情報の報告を受けたときは、その内容を適時速やかに公表するものとする。

- 2 指定情報公表センターは、第5条第2項に定める情報の報告を受けたときは、基本情報および運営情報を公表する。ただし、年間計画に基づき調査を実施する場合には、当該情報について前条第5項の規定により調査結果を受け取ったときに、知事が策定した年間計画に基づき、基本情報項目においては事業者からの報告内容を、運営情報項目においては指定調査機関が調査した結果を公表するものとする。

（報告または調査の申請および手数料の徴収）

第8条 第4条の報告の対象となる事業所は、指定された期日までに福井県介護サービス情報公表申請書（別紙様式6）を県に提出しなければならない。

- 2 第6条の調査の対象となる事業所は、指定された期日までに福井県介護サービス情報調査申請書（別紙様式7）を県に提出しなければならない。
- 3 県は、前2項の申請に当たり、福井県手数料徴収条例（平成12年条例第2号）第2条に基づき、申請の種類により介護サービス情報公表手数料または介護サービス情報調査手数料を、手数料納入システムまたは納付書により申請者から徴収するものとする。
- 4 別紙2に定める各区分において、一体的に報告または調査が行われる場合、前項の手数料は主たるサービスに係る手数料のみを徴収するものとする。
- 5 指定調査員養成研修機関は、研修の受講者または当該研修に受講者を参加させる指定調査機関から、当該事務に必要な範囲内で受講料を徴収することができる。ただし、過度の剰余があってはならない。

（報告内容の変更等）

第9条 事業者は、基本情報または運営情報について変更等があったときは、速やかに指定情報公表センターに対して報告するものとする。

- 2 指定情報公表センターは、前項の規定により事業者から報告があったときは、速やかに公表情報の変更等を行うものとし、その際手数料の徴収は行わないものとする。

（苦情等への対応）

第10条 公表した情報に関する利用者からの苦情等への対応の総合的な窓口を、指定情報公表セ

ンターに設けるものとする。

- 2 公表されている情報に関する苦情については、指定情報公表センターが自らまたは指定調査機関を通じて事業者に対して照会を行い、適切な説明が得られた場合は事業者または指定情報公表センターから利用者等に対して説明を行うものとする。また、訂正が必要な場合は、事業者から情報訂正の報告を受け、速やかに訂正するものとする。

（事務規程）

第 11 条 指定情報公表センターおよび指定調査機関は、当該事務の開始前に、当該事務の実施に関し、次に掲げる事項について当該事務規程を定め、知事の認可を受けるものとする。

- (1) 当該事務を行う時間および休日に関する事項
 - (2) 当該事務を行う事務所に関する事項
 - (3) 当該事務の実施の方法に関する事項
 - (4) 当該事務に関する帳簿の管理に関する事項
 - (5) その他当該事務の実施に関し必要な事項
- 2 前項に定める事務規程を変更するときは、知事の認可を受けなければならない。
 - 3 知事は、前 2 項の規定により認可をした当該事務規程が当該事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定情報公表センターまたは指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（帳簿）

第 12 条 指定情報公表センターは、次に掲げる事項を記載した帳簿（電子媒体を含む。）を備え、保存するものとする。

- (1) 介護サービス情報の報告の受付年月日
 - (2) 介護サービス情報の公表年月日
- 2 指定調査機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿（電子媒体を含む。）を備え、保存するものとする。
 - (1) 調査を行った年月日
 - (2) 調査を行った介護サービス事業者名称
 - (3) 調査を行った調査員氏名

（事業計画）

第 13 条 指定調査員養成研修機関は、毎年度、当該指定に係る事業の計画（別紙様式 4）を作成し、これを知事に提出するものとする。

（事業報告）

第 14 条 指定機関は毎年度の事業終了後速やかに、別紙様式 5 により知事に対し事業実施の報告を行うものとする。

（守秘義務）

第 15 条 指定機関およびその職員（調査員を含む。）は、各事務に関して知り得た秘密を漏らし

てはならない。

(情報提供等)

第 16 条 指定機関は、当該事務の実施に関して、知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行ったときは、当該指示に従うものとする。

(改善命令)

第 17 条 知事は、事業者が介護サービス情報の報告をせず、もしくは虚偽の報告を行い、または調査を受けず、もしくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて改善命令を行うものとする。

2 指定情報公表センターおよび指定調査機関は、前項に定める改善命令が必要と認められる事業所があるときは、下記事項について知事に報告するものとする。

- (1) 当該事業所名および事業所所在地（連絡先含む）
- (2) 当該事業所の管理者の職氏名
- (3) 運営主体（法人、法人でない病院等）名および運営主体所在地
- (4) 当該運営主体の代表者の職氏名
- (5) 対象サービス種別
- (6) 改善命令が必要と認められる事由

3 知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者または指定介護予防支援事業者に対して第 1 項に定める改善命令を行った場合においては、当該事業者の指定をした市町長にその旨通知するものとする。

(指定の取消し等)

第 18 条 知事は、事業者（指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者または指定介護予防支援事業者を除く。）が前条第 1 項に定める改善命令に従わないときは、指定もしくは許可を取消し、または期間を定めてその指定もしくは許可の効力の停止等を行うものとする。

2 知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者または指定介護予防支援事業者が第 17 条第 1 項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者または指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨を当該事業者の指定をした市町長に通知するものとする。

附則 この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

附則 この要綱は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 附則 この要綱は平成２５年４月１日から施行する。
- 附則 この要綱は平成２８年４月１日から施行する。
- 附則 この要綱は平成３０年４月１日から施行する。
- 附則 この要綱は平成３１年４月１日から施行する。
- 附則 この要綱は令和３年４月１日から施行する。
- 附則 この要綱は令和３年１０月１日から施行する。
- 附則 この要綱は令和４年４月１日から施行する。
- 附則 この要綱は令和７年４月１日から施行する。

(別紙 1)

指定機関が行う事務の内容について

1 指定情報公表センター

次に掲げる情報公表事務を行うものとする。

- (1) 介護サービス情報の報告に関する事務
- (2) 介護サービス情報の公表に関する事務
- (3) 報告、調査および公表に関する計画に係る事務
 - ①計画の原案策定事務
 - ②計画の公表事務
 - ③計画の管理事務
- (4) 公表情報についての相談、苦情の受付およびその記録
- (5) その他制度運営に必要な事務

2 指定調査機関

次に掲げる調査事務を行うものとする。

- (1) 介護サービス事業所からの報告に対する調査
- (2) 調査についての相談、苦情の受付およびその記録
- (3) その他制度運営に必要な事務

3 指定調査員養成研修機関

次に掲げる調査員養成研修事務を行うものとする。

- (1) 調査員養成研修の実施
- (2) 下記事項を記載した名簿の作成および指定情報公表センターへの送付
 - ①調査員養成研修修了者の氏名
 - ②調査員養成研修修了者の住所
 - ③調査員養成研修修了者の生年月日
 - ④調査員養成研修の受講開始年月日
 - ⑤調査員養成研修の受講修了年月日
 - ⑥調査員養成研修修了者が所属する指定調査機関

(別紙 2)

一体的な報告・調査の対象となる介護サービス一覧

区分	介護サービス	主たるサービス (※)
1	訪問介護＋夜間対応型訪問介護＋定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護
2	訪問入浴介護（予防を含む）	訪問入浴介護
3	訪問看護（予防を含む）＋指定療養通所介護（指定居宅サービス等基準第 105 条の 2 に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）	訪問看護
4	訪問リハビリテーション（予防を含む）	訪問リハビリテーション
5	通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護	通所介護
6	通所リハビリテーション（予防を含む）＋指定療養通所介護	通所リハビリテーション
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）	福祉用具貸与
11	小規模多機能型居宅介護（予防を含む）＋複合型サービス	小規模多機能型居宅介護
12	認知症対応型共同生活介護（予防を含む）＋認知症対応型通所介護（予防を含む）	認知症対応型共同生活介護
13	居宅介護支援	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）	介護老人福祉施設
15	介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）	介護老人保健施設
16	介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）	介護医療院
17	短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）	短期入所療養介護

(※) 報告・調査の対象に主たるサービスが含まれない場合には、介護報酬の支払いを受けた金額が最も大きいサービスを主たるサービスとみなす。

12 および 14 の欄に含まれる認知症対応型通所介護は共用型に限る。

(別紙3)

調査の方法と留意点について

1 調査員について

調査員は、指定調査員養成研修機関が行う研修の課程を修了し、かつ知事が作成する福井県調査員名簿に登録されていなければならない、その登録されたサービスにおいて調査員となることができる。

2 調査の方法について

ア 訪問調査は、次により行うものとする。

- (1) 訪問調査は、1名以上の調査員が介護サービス事業所を訪問し、事業者からの報告について、事実確認を行うことにより実施する。
- (2) 訪問調査は原則として1日以内とする。

イ 書面調査は、次により行うものとする。

- (1) 書面調査は、1名以上の調査員が指定調査機関の事務所において、事業所から提出された書類等の事実確認を行うことにより実施する。

ウ 調査上の留意点

- (1) 調査は、事業者から予め記入し報告された介護サービス情報調査票のうち運営情報項目について記入された内容に基づいて実施する。
- (2) 「別紙2」に定める各区分内において、一体的に運営されているサービスについては、一体的に調査を実施するものとする。
- (3) 「別紙2」に定める各区分内において、一体的に運営されているサービスの調査は、原則報告された主たるサービスについて調査を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの調査をもって調査を行ったものとみなす。
- (4) 調査は、事業者が当該調査項目について「あり」と回答したものについてのみ行うこととし、その方法は、事業者が提示する確認のための材料を1件以上確認することにより行うものとする。
- (5) 所定の調査作業を終了した後、事実誤認がないことおよび調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得なければならない、同意を得た場合は調査票に事業者代表者の記名・捺印を取付けるものとする。なお、書面調査の調査結果について、提出時の記載内容と異なる結果となった項目がある場合は、指定調査機関から事業所に照会等を行い、当該年度内に申出がなければ同意を得たものとする。
- (6) 訪問調査の際に調査結果について事業者代表者からの同意を得られなかった場合は、指定調査機関に持ち帰り、協議するものとする。指定調査機関は、事業者に対する照会等を行い、同意を得た上で調査結果を確定するものとする。
- (7) 指定調査機関において判断できない場合は、知事または指定情報公表センターに協議し、対応するものとする。
- (8) 調査の過程で緊急を要する事項（明らかな基準省令違反や不正がある場合等）を発見した場合は、調査員は指定調査機関を通じて県に通報するなど、適切な対応を行うものとする。

(別紙様式4)

文 書 番 号
年 月 日

福井県知事 (知事名) 様

指定機関名
代表者名

令和 年度介護サービス情報の公表調査員養成研修事業計画書

令和 年度の福井県介護サービス情報の公表調査員養成研修事業に係る計画を策定しましたので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 事業の概要

別添カリキュラム案のとおり（カリキュラム案を添付）

3 添付書類

事業実施計画内訳書（別添1）

歳入歳出予算書抄本

(別添 1)

事業実施計画内訳書

1 事業実施時期

※ 研修開催予定日（予定月でも可）等を記載

2 受講見込者数

サービス名称	見込者数	サービス名称	見込者数

3 講師の氏名および担当サービス（予定）

	氏 名	担当サービス
1		
2		
3		
⋮		

4 受講料徴収見込額

1人当たり受講料 (A)	受講見込者数 (B)	受講料徴収額 (A * B)

※ サービスごとに1人当たり受講料が異なる場合は、サービス種別を明記の上、分けて記載すること。

(別紙様式5)

文 書 番 号
年 月 日

福井県知事 (知事名) 様

指定機関名
代表者名

福井県介護サービス情報の公表事業実施報告書

令和 年度の福井県介護サービス情報の公表に係る事業が終了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 担当事務名称

(情報公表事務、調査事務、調査員養成研修事務の別を記載)

2 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 添付書類

事業結果報告内訳書 (別添1)

歳入歳出決算書抄本

(別添 1 - 1)

指定情報公表センター

指定調査機関用 様式

事業結果報告内訳書

1 事業対象事業所数

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数

2 事業従事職員延べ人数（調査員含む）

従事事務の概要	雇用形態 (正職員、パート等の別)	延べ人数
		人
		人
		人
		人
		人

(別添 1－2)

(指定調査員養成研修機関用 様式)

事業結果報告内訳書

1 調査員養成研修の概要 別添カリキュラムのとおり

2 受講者延べ人数

サービス名称	延べ人数	サービス名称	延べ人数

3 講師の氏名および担当サービス

	氏 名	担当サービス
1		
2		
3		
⋮		

(別紙様式 6)

年 月 日

福井県介護サービス情報公表申請書

福井県知事 様

所 在 地
申請者 名 称
代表者職・氏名

介護保険法第 115 条の 35 第 1 項および福井県介護サービス情報の公表実施要綱第 4 条に基づく報告を行うので、同要綱第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業所名称		
事業所番号		
番号	区 分	
1	()	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	()	訪問入浴介護 (予防を含む)
3	()	訪問看護 (予防を含む)、指定療養通所介護
4	()	訪問リハビリテーション (予防を含む)
5	()	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 (予防を含む)、指定療養通所介護
6	()	通所リハビリテーション (予防を含む)、指定療養通所介護
7	()	福祉用具貸与 (予防を含む)、特定福祉用具販売 (予防を含む)
8	()	小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)、複合型サービス
9	()	認知症対応型共同生活介護 (予防を含む)、認知症対応型通所介護 (予防を含む)
10	()	居宅介護支援
11	()	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム) (予防を含む)、特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム (外部サービス利用型)) (予防を含む)、地域密着型特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)
12	()	特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム) (予防を含む)、特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム (外部サービス利用型)) (予防を含む)、地域密着型特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム)
13	()	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅)) (予防を含む)、特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅 (外部サービス利用型))) (予防を含む)、地域密着型特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅))
14	()	介護老人福祉施設、短期入所生活介護 (予防を含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型通所介護 (予防を含む)
15	()	介護老人保健施設、短期入所療養介護 (介護老人保健施設) (予防を含む)
16	()	介護医療院、短期入所療養介護 (介護医療院) (予防を含む)
17	()	短期入所療養介護 (療養病床を有する病院等) (予防を含む)
※該当する区分に○を記入すること。(○はひとつのみ) (9および14の認知症対応型通所介護は共用型のみ)		

(収納証明書類貼付欄)

1 申請につき 6,000 円分

※手数料納付システムを利用した場合、記載すること。

【申込番号】

				—					—				
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

注意 (1) 納付書で支払った場合、納付済証を張り付けてください。

(2) 一度提出 (納付) された場合、還付することはできませんので御注意ください。

(別紙様式 7)

福井県介護サービス情報調査申請書

年 月 日

福井県知事 様

所 在 地
申請者 名 称
代表者職・氏名

介護保険法第 115 条の 35 第 3 項および福井県介護サービス情報の公表実施要綱第 6 条に基づく調査を受けるので、同要綱第 8 条第 2 項に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業所名称		
事業所番号		
番号	区 分	
1	()	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	()	訪問入浴介護 (予防を含む)
3	()	訪問看護 (予防を含む)、指定療養通所介護
4	()	訪問リハビリテーション (予防を含む)
5	()	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 (予防を含む)、指定療養通所介護
6	()	通所リハビリテーション (予防を含む)、指定療養通所介護
7	()	福祉用具貸与 (予防を含む)、特定福祉用具販売 (予防を含む)
8	()	小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)、複合型サービス
9	()	認知症対応型共同生活介護 (予防を含む)、認知症対応型通所介護 (予防を含む)
10	()	居宅介護支援
11	()	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム) (予防を含む)、特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム (外部サービス利用型)) (予防を含む)、地域密着型特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)
12	()	特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム) (予防を含む)、特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム (外部サービス利用型)) (予防を含む)、地域密着型特定施設入居者生活介護 (軽費老人ホーム)
13	()	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅)) (予防を含む)、特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅 (外部サービス利用型))) (予防を含む)、地域密着型特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅))
14	()	介護老人福祉施設、短期入所生活介護 (予防を含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型通所介護 (予防を含む)
15	()	介護老人保健施設、短期入所療養介護 (介護老人保健施設) (予防を含む)
16	()	介護医療院、短期入所療養介護 (介護医療院) (予防を含む)
17	()	短期入所療養介護 (療養病床を有する病院等) (予防を含む)
※該当する区分に○を記入すること。(○はひとつのみ) (9および14の認知症対応型通所介護は共用型のみ)		
手数料 (納付する証紙の額) 施設サービスを含む場合 22,000 円 左記以外の場合 20,000 円		

(収納証明書類貼付欄)

施設サービスを含む場合 22,000 円分

上記以外の場合 20,000 円分

※手数料納付システムを利用した場合、記載すること。

【申込番号】

--	--	--	--

—

--	--	--	--

—

--	--	--	--

注意 (1) 納付書で支払った場合、納付済証を張り付けてください。

(2) 一度提出(納付)された場合、還付することはできませんので御注意ください。